

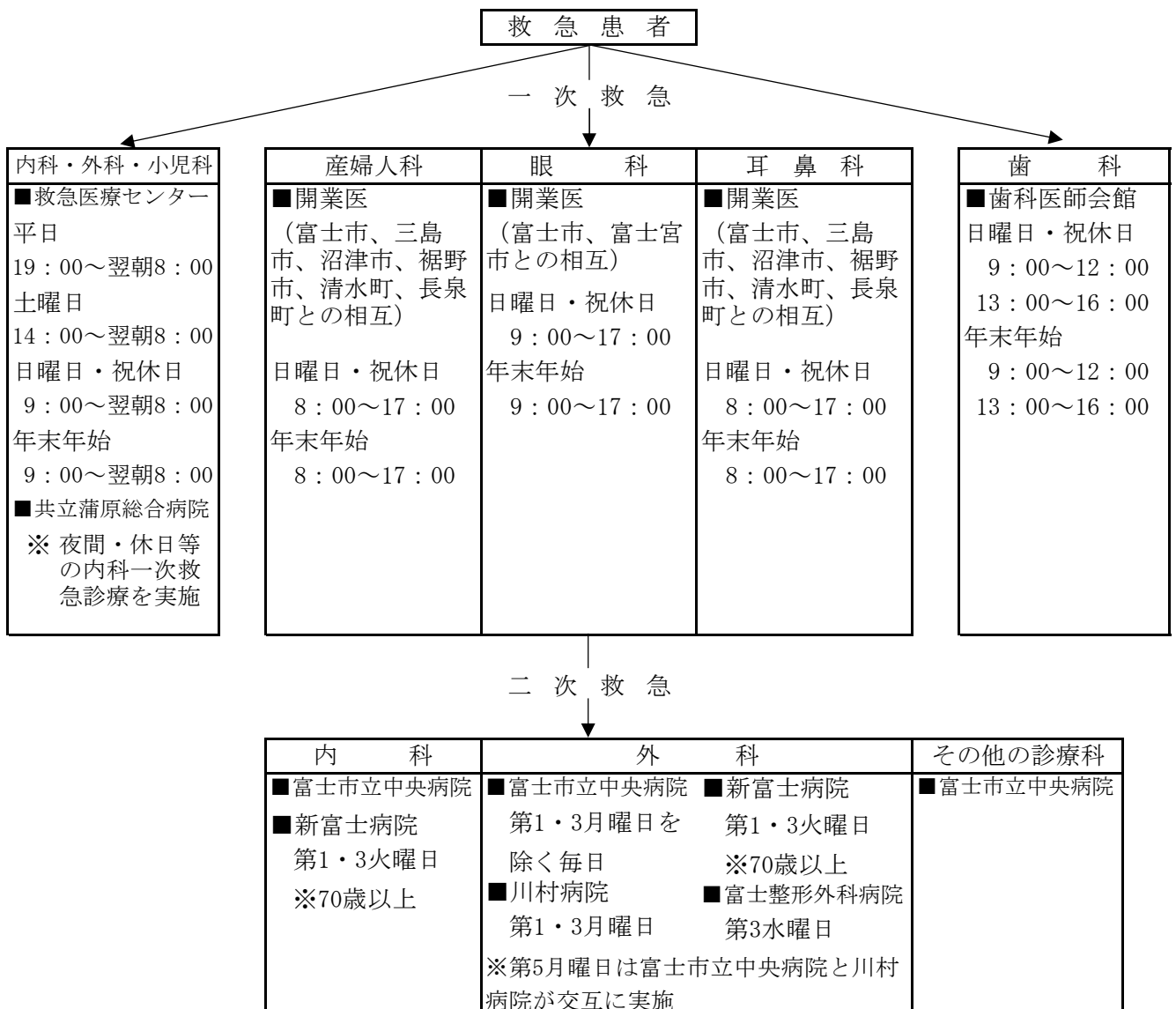
Ⅱ 保健医療課事業実績

1 救急医療事業

(1) 富士市救急医療センター

- ・管理者 富士市救急医療協会理事長 渡邊 正規 令和8年4月1日現在
- ・センター所長 富士市救急医療協会理事 西島 一典
- ・昭和63年4月、富士市救急医療協会が管理運営受託団体となり、現在地に富士市救急医療センターが開設される。指定管理者制度導入に伴い、平成18年4月からは指定管理者となる。平成28年2月1日に法人化、同年4月1日からは一般社団法人富士市救急医療協会として管理運営を行う。
- ・毎夜間及び土日、祝休日、年末年始において、内科、小児科、外科の一次救急医療を提供している。
- ・医師は富士市医師会のほか、浜松医科大学、東京慈恵会医科大学、東京女子医科大学、聖マリアンナ医科大学、日本医科大学等から派遣されている。

(2) 令和7年度救急医療体系図



(3) 一次救急医療診療実施状況

ア 富士市救急医療センター(内科・小児科・外科) (単位：人・()内は日数)

年度\区分	内 科	小 児 科	外 科	合 計
令和3	5,944	2,688	6,184	14,816 (365)
4	6,444	3,326	6,135	15,905 (365)
5	8,261	4,096	6,202	18,559 (366)
6	11,012	4,205	6,358	21,575 (365)
7	9,162	4,357	6,163	19,682 (365)

イ 市内医療機関(産婦人科・耳鼻科・眼科) (単位：人・()内は日数)

年度\区分	産婦人科	耳 鼻 科	眼 科	合 計
令和3	136 (72)	543 (24)	671 (53)	1,350 (149)
4	100 (69)	646 (24)	613 (52)	1,359 (145)
5	105 (73)	850 (22)	666 (54)	1,621 (149)
6	62 (27)	670 (21)	745 (51)	1,477 (99)
7	65 (26)	518 (21)	712 (57)	1,295 (104)

ウ 平日昼間一次救急(内科系・外科系)

令和5年度から救急搬送困難事例が多く発生する平日昼間の時間帯(12～14時)に内科系と外科系の市内各1医療機関が輪番制で一次救急の受入れを行っている。

(単位：人・()内は日数)

年度\区分	内 科 系	外 科 系	合 計
令和5	27 (58)	42 (58)	69 (116)
6	139 (243)	141 (240)	280 (483)
7	130 (240)	110 (225)	240 (465)

※令和5年度は令和6年1月から3月までの実績値となる。

エ 平日朝・夕一次救急(内科系・外科系)

令和6年度から救急搬送困難事例が多く発生する平日朝の時間帯(8時～9時)及び夕方の時間帯(18時～19時)に内科系と外科系の市内各1医療機関が輪番制で一次救急の受入れを行っている。

(単位：人・()内は日数)

年度\区分	内科系		外科系		合 計	
	朝	夕	朝	夕	朝	夕
令和6	2 (18)	0 (0)	23 (78)	0 (0)	25 (96)	0 (0)
7	27 (100)	0 (0)	65 (203)	0 (0)	92 (303)	0 (0)

※令和6年度は令和6年11月から令和7年3月までの実績値となる。

(4) 二次救急医療診療実施状況

ア 富士市立中央病院(内科・外科・その他の診療科) (単位：人・()内は日数)

区分 年度	内 科	外 科	そ の 他	合 計
令和3	3,341	734	4,454	8,529 (365)
4	3,432	727	4,691	8,850 (365)
5	3,520	619	4,431	8,570 (366)
6	3,888	770	4,244	8,902 (365)
7	4,230	639	4,402	9,271 (365)

イ 市内医療機関(内科・外科) (単位：人・()内は日数)

区分 年度	内 科	外 科	合 計
令和3	121 (25)	64 (26)	185 (51)
4	109 (24)	65 (28)	174 (52)
5	0 (0)	51 (26)	51 (26)
6	0 (0)	48 (27)	48 (27)
7	15 (17)	45 (55)	60 (72)

※令和5年度と令和6年度は二次救急を受け入れる市内医療機関が外科のみであった。

(5) 救急歯科医療

歯科の診療は、富士・吉原地区一医院ずつの当番制で行ってきたが、昭和54年からは富士市歯科医師会に委託し、歯科医師会館で診療を開始し現在に至る。

救急歯科診療実施状況 (単位：人・()内は日数)

区分 年度	大 人			小 人			合 計		
	市 内	市 外	計	市 内	市 外	計	市 内	市 外	計
令和3	385	28	413	55	4	59	440	32	472 (74)
4	310	18	328	46	4	50	356	22	378 (74)
5	355	47	402	65	5	70	420	52	472 (75)
6	422	42	464	49	9	58	471	51	522 (75)
7	445	37	482	62	8	70	507	45	552 (76)

(6) 救急当直医案内

当日の救急当直医療機関の名称、所在地、電話番号等の救急医療情報のテレホンサービスを電話0545-51-9999にて行っている。

(7) 自動体外式除細動器（AED:Automated External Defibrillator）の整備

自動体外式除細動器（AED）は、心臓突然死の原因のひとつである心臓の心室細動が発生した場合に、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器である。

平成16年7月から、だれでも使用が可能となったことに伴い、公共施設の利用者が突然の心停止に陥ったときに迅速な蘇生処置に対応できるよう、市内全ての小・中学校、まちづくりセンターをはじめ、不特定多数の市民が集まる173の公共施設へAEDを配置している。（富士市立中央病院、富士市救急医療センター及び消防関係施設は独自に配置している。）

また、祭りや体育事業等のイベント時に有効に使用できるよう、市民を対象としたAED貸出制度を実施している。

ア AED配置施設一覧（令和8年3月末日現在）

施設名称		
市庁舎（2階）	中央図書館（本館）	富士市森林墓園
市庁舎（6階）	中央図書館（分館）	こども発達センター
フィランセ	新富士駅観光案内所	東部児童館
教育プラザ	シルバー人材センター	広見児童館
少年自然の家	市民活動センター	ぐるん・ぱ よねのみや
ロゼシアター	博物館	北西部児童館
総合体育館北里アリーナ富士	福祉キャンパス	クリーンセンターききょう
総合運動公園野球場	田子浦荘	道の駅富士（上り）
総合運動公園陸上競技場	東部市民プラザ	まちづくりセンター 26か所
総合運動公園庭球場	鷹岡市民プラザ	保育園 11園
富士体育館	交流センターはらだ	幼稚園 4園
富士体育館（柔剣道場）	交流プラザ	小規模保育事業所 2園
富士川体育館	ふじさんめっせ	認定こども園 2園
富士マリンプール 2台	富士川ふれあいホール	小学校 25校
富士市サイクルステーション	中央公園（公園管理事務所）	小学校体育館 27校
看護専門学校	富士西公園（公園センター）	中学校 15校
富士市立高等学校	富士市斎場	中学校体育館 16校
富士市立高等学校（秀麗館）	岩本山公園（公園管理事務所）	
計		173 台
貸出用		16 台
合 計		189 台

イ AED貸出状況

年度 \ 区分	団体数（団体）	台数（台）
令和3	50	63
4	76	95
5	100	120
6	119	142
7	133	156

2 指定難病等対策事業

(1)療養扶助費支給事業

原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病に対して富士市では昭和48年度から「富士市特定疾病患者及び小児慢性特定疾病患者治療助成費支給要綱」を制定し、難病患者の治療に伴う経費の軽減を図るため、治療助成費の支給を行っている。

平成25年10月に「富士市特定疾患患者及び小児慢性特定疾患患者療養扶助費支給要綱」を全部改正し、一律支給という扶助制度を新設し、平成27年1月から国の難病患者医療費助成制度が法定化されたことに伴い「富士市指定難病患者、特定疾患患者及び小児慢性特定疾病児童等療養扶助費支給要綱」に名称を改めた。また、平成30年8月に県のと綱が改正されたことに伴い「富士市指定難病患者、特定疾患患者、先天性血液凝固因子障害等患者及び小児慢性特定疾病児童等療養扶助費支給要綱」に名称を変更し、継続して療養扶助費の支給を行っている。

対 象 : 富士市に住所を有し、静岡県知事又は富士保健所長認定の「特定医療費（指定難病）受給者証」、「特定疾患医療受給者証」、「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」又は「小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を受けている者。

指定難病数	平成27年1月から同年6月まで	110 疾病
	平成27年7月から平成29年3月まで	306 疾病
	平成29年4月から平成30年3月まで	330 疾病
	平成30年4月から令和元年6月まで	331 疾病
	令和元年7月から令和3年10月まで	333 疾病
	令和3年11月から令和6年3月まで	338 疾病
	令和6年4月から令和7年3月まで	341 疾病
	令和7年4月から	348 疾病
特定疾患数	6疾患	
	1研究事業	
小児慢性特定疾病数	平成27年1月から平成29年3月まで	704 疾病
	平成29年4月から平成30年3月まで	722 疾病
	平成30年4月から令和元年6月まで	756 疾病
	令和元年7月から令和3年10月まで	762 疾病
	令和3年11月から令和7年3月まで	788 疾病
	令和7年4月から	801 疾病

扶助費の額等	一律支給	受給者証の有効期間内に1回	10,000 円
	入院支給	月に15日以上入院 月額	10,000 円
		月に14日以下入院 月額	5,000 円

ア 認定状況

(ア) 指定難病及び特定疾患（各年度末現在）

(単位：人)

告示 番号	病 名	認定者数			告示 番号	病 名	認定者数		
		令和 5	6	7			令和 5	6	7
2	筋萎縮性側索硬化症	11	15	20	85	特発性間質性肺炎	12	18	22
3	脊髄性筋萎縮症	5	5	5	86	肺動脈性肺高血圧症	12	11	14
4	原発性側索硬化症	1	1	1	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	6	8	8
5	進行性核上性麻痺	33	35	46	89	リンパ脈管筋腫症	2	2	2
6	パーキンソン病	262	269	306	90	網膜色素変性症	45	41	39
7	大脳皮質基底核変性症	7	4	5	92	特発性門脈圧亢進症	2	2	2
8	ハンチントン病	1	0	0	93	原発性胆汁性胆管炎	33	37	34
9	神経有棘赤血球症	1	1	1	94	原発性硬化性胆管炎	1	1	1
10	シャルコー・マリー・トゥース病	3	3	2	95	自己免疫性肝炎	16	17	12
11	重症筋無力症	46	47	49	96	クローン病	97	100	101
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	45	45	51	97	潰瘍性大腸炎	296	300	293
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	7	9	11	98	好酸球性消化管疾患	2	2	2
15	封入体筋炎	0	0	1	107	若年性特発性関節炎	1	1	2
16	クロウ・深瀬症候群	1	1	1	113	筋ジストロフィー	17	16	17
17	多系統萎縮症	35	34	38	117	脊髄空洞症	1	1	1
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	50	53	54	127	前頭側頭葉変性症	3	2	1
19	ライソゾーム病	1	2	2	129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	0	1	0
20	副腎白質ジストロフィー	1	1	1	156	レット症候群	0	0	1
22	もやもや病	40	44	41	158	結節性硬化症	4	4	3
23	プリオン病	1	2	3	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	2	2	2
26	HTLV-1関連脊髄症	1	0	0	163	特発性後天性全身性無汗症	2	2	2
28	全身性アミロイドーシス	10	10	20	167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	2	2	2
34	神経線維腫症	8	7	7	179	ウィリアムズ症候群	1	1	1
35	天疱瘡	3	3	3	181	クルーゼン症候群	0	0	1
37	膿疱性乾癬（汎発型）	3	3	3	182	アペール症候群	1	1	0
38	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	1	1	0	189	無脾症候群	1	1	1
40	高安静脈炎	8	7	7	197	1 p 36欠失症候群	1	1	1
41	巨細胞性動脈炎	1	2	3	208	修正大血管転位症	0	1	1
42	結節性多発動脈炎	3	4	6	209	完全大血管転位症	1	1	2
43	顕微鏡的多発血管炎	16	16	22	210	単心室症	1	1	1
44	多発血管炎性肉芽腫症	4	4	4	211	左心低形成症候群	0	0	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	11	15	19	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	2	2	3
46	悪性関節リウマチ	7	7	8	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	1	1	1
47	バージャー病	1	1	1	215	ファロー四徴症	1	2	2
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1	1	2	216	両大血管右室起始症	3	3	4
49	全身性エリテマトーデス	103	101	102	220	急速進行性糸球体腎炎	2	2	3
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	38	42	48	221	抗糸球体基底膜腎炎	2	2	2
51	全身性強皮症	44	39	44	222	一次性ネフローゼ症候群	25	21	21
52	混合性結合組織病	23	28	27	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2	2	2
53	シェーグレン症候群	26	28	36	224	紫斑病性腎炎	2	4	4
54	成人発症スチル病	7	8	8	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	1	0	0
55	再発性多発軟骨炎	1	1	0	235	副甲状腺機能低下症	1	1	0
56	ベーチェット病	13	13	13	236	偽性副甲状腺機能低下症	0	0	1
57	特発性拡張型心筋症	34	28	22	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	2	3	3
58	肥大型心筋症	2	2	2	240	フェニルケトン尿症	1	1	0
60	再生不良性貧血	19	24	24	245	脂肪萎縮症	1	0	0
61	自己免疫性溶血性貧血	4	2	4	266	家族性地中海熱	1	1	1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	0	2	2	271	強直性脊椎炎	5	5	6
63	免疫性血小板減少症	29	32	31	276	軟骨無形成症	2	3	2
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	0	283	後天性赤芽球癆	3	4	3
65	原発性免疫不全症候群	1	1	1	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	2
66	I g A腎症	25	30	25	296	胆道閉鎖症	1	1	1
67	多発性嚢胞腎	18	19	21	300	I g G 4 関連疾患	6	7	9
68	黄色靱帯骨化症	10	9	4	306	好酸球性副鼻腔炎	92	109	118
69	後縦靱帯骨化症	63	59	48	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	1	1	1
70	広範脊柱管狭窄症	7	6	5	331	特発性多中心性キャッスルマン病	5	5	5
71	特発性大腿骨頭壊死症	50	33	46	340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	0	0	1
72	下垂体性ADH分泌異常症	4	5	6	特定 疾患	先天性血液凝固因子欠乏症	6	5	3
73	下垂体性TSH分泌亢進症	0	0	1		橋本病	17	16	17
74	下垂体性PRL分泌亢進症	10	10	4		突発性難聴	9	12	15
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	8	8	7		合計	1,964	2,016	2,123
78	下垂体前葉機能低下症	23	26	30					
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	2	1	1					
84	サルコイドーシス	14	16	18					

(イ) 小児慢性特定疾病（各年度末現在）

(単位：人)

疾患群	告示番号	病名	認定者数			疾患群	告示番号	病名	認定者数			
			令和5	6	7				令和5	6	7	
悪性新生物群	78	成熟を伴う急性骨髄性白血病	1	1	1	内分泌疾患	31	その他の先天性甲状腺機能低下症	5	5	5	
	8	滑膜肉腫	1	0	0		37	ゴナドトロピン依存性思春期早発症	5	5	2	
	85	その他の白血病	1	0	1		46	成長ホルモン分泌不全性低身長症	3	2	2	
	20	神経芽腫	1	1	1		72	低ゴナドトロピン性性腺機能低下症（カルマン症候群を除く）	1	0	1	
	42	卵黄嚢腫	1	1	0		74	腎性尿崩症	1	1	1	
	46	ランゲルハンス細胞組織球症	3	5	5		88	ターナー症候群	1	1	1	
	16	混合性胚細胞腫瘍	0	2	1		89	ヌーナン症候群	3	2	2	
	60	頭蓋咽頭腫	1	1	0		91	プラダー・ウィリ症候群	2	2	2	
	61	頭蓋内胚細胞腫瘍	1	1	1		膠原病	9	全身性エリテマトーデス	1	1	1
	68	毛様細胞性星細胞腫	3	4	4		糖尿病	1	1型糖尿病	12	9	8
	72	急性骨髄単球性白血病	1	1	0		6	2型糖尿病	0	1	1	
	76	若年性骨髄単球性白血病	1	1	1		1	アルギニノコハク酸合成酵素欠損症	0	0	1	
	80	前駆B細胞急性リンパ性白血病	9	9	10		17	フェニルケトン尿症	0	1	1	
	83	慢性骨髄性白血病	1	0	0		16	免疫性血小板減少性紫斑病	1	0	0	
慢性腎疾患	10	多発性嚢胞腎	1	1	1	血液疾患	20	再生不良性貧血	1	1	1	
	20	膀胱尿管逆流	1	1	1		29	血友病A	2	2	2	
	23	巣状分節性糸球体硬化症	0	0	1		24	免疫不全を伴う無汗性外胚葉形成異常症	1	1	1	
	24	微小変化型ネフローゼ症候群	4	2	3		40	慢性活動性EBウイルス感染症	2	2	2	
	28	その他のネフローゼ症候群	2	3	2		84	滑脳症	0	1	1	
	30	バーター症候群	1	0	1		16	デュシェンヌ型筋ジストロフィー	1	1	1	
	29	ネフロン癆	0	1	1		19	その他筋ジストロフィー	1	1	1	
	32	I g A腎症	3	3	2		20	痙攣重積型（二相性）急性脳症	2	2	2	
	37	紫斑病性腎炎	2	2	1		26	結節性硬化症	3	3	3	
	41	膜性増殖性糸球体腎炎	1	0	1		33	アペール症候群	1	1	1	
	43	メサングウム増殖性糸球体腎炎	1	1	0		37	脆弱X症候群	2	2	2	
	慢性呼吸器疾患	6	気道狭窄	5	6		43	脊髄性筋萎縮症	1	1	1	
	8	先天性中枢性低換気症候群	1	1	1		94	脳動静脈奇形	0	1	1	
	慢性心疾患	3	エプスタイン病	1	1		1	神経・筋疾患	73	点頭てんかん（ウエスト症候群）	9	9
4		拡張型心筋症	2	1	2	21	自己免疫介在性脳炎・脳症		0	1	1	
8		完全大血管転位症	2	2	3	103	もやもや病		5	5	4	
22		左心低形成症候群	5	5	5	105	レット症候群		1	1	0	
26		上室頻拍	1	1	1	1	潰瘍性大腸炎		2	1	1	
31		心室中隔欠損症	0	1	1	2	クローン病		4	4	4	
57		大動脈弓離断複合	2	2	2	16	胆道閉鎖症		1	1	1	
68		単心室症	1	2	2	23	短腸症		0	1	1	
75		無脾症候群	1	1	1	5	ダウン症候群		3	3	3	
84		心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	1	1	0	6	4p-症候群		1	1	1	
85		心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	2	2	2	7	その他の常染色体異常		2	2	2	
89		ファロー四徴症	1	1	1	28	チャージ症候群		2	2	0	
90		フォンタン術後症候群	4	4	4	9	低ホスファターゼ症		2	2	2	
98		両大血管右室起始症	1	1	2	11	点状軟骨異形成症（ペルオキシソーム病を除く。）		1	1	1	
内分泌疾患	5	先天性下垂体機能低下症	2	1	1	骨系統疾患	13	軟骨低形成症	1	1	0	
	23	甲状腺機能亢進症（バセドウ病を除く）	1	1	0		14	軟骨無形成症	4	4	3	
	24	バセドウ病	3	5	3		8	リンパ管腫	1	1	2	
	27	その他の後天性甲状腺機能低下症	1	0	0		合 計			170	170	160
	28	異所性甲状腺	1	1	1							

イ 療養扶助費支給状況

(単位：人・件・千円)

年度 区分			令和6	7	増 減
指定難病及び特定疾患	認 定 者 数		2,016	2,123	107
	一 律 支 給	申請件数	1,931	2,063	132
		支給額	19,310	20,630	1,320
	入院（15日以上）	申請件数	454	482	28
		支給額	4,540	4,820	280
	入院（14日以下）	申請件数	316	362	46
		支給額	1,580	1,810	230
	計	申請件数	2,701	2,907	206
		支給額	25,430	27,260	1,830
小児慢性特定疾病	認 定 者 数		170	160	△ 10
	一 律 支 給	申請件数	149	150	1
		支給額	1,490	1,500	10
	入院（15日以上）	申請件数	45	44	△ 1
		支給額	450	440	△ 10
	入院（14日以下）	申請件数	70	80	10
		支給額	350	400	50
	計	申請件数	264	274	10
		支給額	2,290	2,340	50
合 計	認 定 者 数		2,186	2,283	97
	一 律 支 給	申請件数	2,080	2,213	133
		支給額	20,800	22,130	1,330
	入院（15日以上）	申請件数	499	526	27
		支給額	4,990	5,260	270
	入院（14日以下）	申請件数	386	442	56
		支給額	1,930	2,210	280
	計	申請件数	2,965	3,181	216
		支給額	27,720	29,600	1,880

(2) 難病患者介護家族リフレッシュ事業

在宅で人工呼吸器を使用している難病患者等を介護する家族の負担軽減を図ることを目的として、市から委託を受けた訪問看護ステーション等による滞在型訪問看護を利用した方に対し、看護料の一部を補助する事業を行っている。

また、平成27年1月からは、就学している小学校、中学校又は義務教育段階の特別支援学校(以下「就学校」という。)への登下校時や在校時における医療的ケアについても対象とする就学支援事業も行っている。

対 象 : 【在宅支援事業】

富士市に住所を有し、在宅で人工呼吸器を使用している又は気管切開で頻回に吸引が必要な特定疾患患者、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等、筋ジストロフィー患者及び重症心身障害児(者)。

【就学支援事業】

富士市に住所を有し、就学校への登下校時や在校時に医療的ケアを必要とする特定疾患患者、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等、筋ジストロフィー患者及び重症心身障害児(者)。

利 用 回 数 : 【在宅支援事業】1年につき24回を限度とする

区分 \ 年度	令和5	6	7
利用人数(人)	7	3	5
利用回数(回)	41	14	22
利用延べ時間(時間)	167	43	52
市負担金額(円)	955,062	256,698	326,304

【就学支援事業】1年につき80回を限度とする

区分 \ 年度	令和5	6	7
利用人数(人)	0	0	0
利用回数(回)	0	0	0
利用延べ時間(時間)	0	0	0
市負担金額(円)	0	0	0

(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童等の日常生活における利便性向上を目的として、車いすや特殊寝台等の対象となる日常用具の給付を、製作・販売業者に委託して行っている。

(給付対象者を扶養している世帯の課税状況に応じた利用者負担あり)

対 象 : 富士市に住所を有し、在宅で療養している小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されている者で、児童福祉法及び障害者総合支援法による日常生活用具及び補そう具の給付支給の対象とならない者。

区分 \ 年度	令和5	6	7
利用人数(人)	2	1	1
利用件数(件)	2	1	1
給付用具	ストーマ装具(消化器系)、ネブライザー	ストーマ装具(消化器系)	人工鼻
市負担金額(円)	57,070	95,670	89,086

(4) 骨髄移植ドナー支援事業

概 要 : 平成29年10月から、骨髄移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的に、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業における骨髄等の提供者(ドナー)及びそのドナーが勤務する事業所に対し、奨励金の交付を行う。

対 象 : 骨髄等の提供日において市内に住所を有し、骨髄等の提供を完了したドナー及びそのドナーが勤務する事業所。

奨 励 金 額 : 骨髄等提供のために通院・入院した日数に応じて支給(7日を限度)

ドナー 1日につき20,000円

事業所 1日につき10,000円

交 付 状 況 : (単位: 件・円)

区分 \ 年度	令和5		6		7	
	ドナー	事業所	ドナー	事業所	ドナー	事業所
利用件数	2	1	2	1	2	0
奨励金額	280,000	70,000	280,000	70,000	280,000	0

3 看護師等確保事業

(1) 看護師実務研修事業

- 目的：地域医療の充実に向けた看護師の確保対策として、看護師の市内小規模の病院・診療所への就職を誘導するとともに、専門資格を有しているものの医療現場を離れているいわゆる潜在看護師に対して、看護師としての基礎的知識・技術・態度等を習得・再認識できる実務研修を実施し、看護力のレベルの向上を図ることにより、再就業を支援する。
- 対象：市内在住で現在病院・診療所等に勤務していない看護師・准看護師等の資格を持つ人(潜在看護師)、市内の民間病院・診療所等に勤務している看護師・准看護師等。
- 内容：感染防止技術、救命救急処置技術、症状・生体機能管理技術及び与薬技術、吸引・カテーテルなどの管理、糖尿病の基礎知識及び褥瘡・フットケア 全5回（令和7年度）
- 講師：富士市立中央病院看護師（令和7年度）

会場：富士市立中央病院（令和7年度）

参加状況：（単位：人・％）

区分		令和6				7			
		実人数	割合	延人数	割合	実人数	割合	延人数	割合
参加者勤務先	診療所	1	7.1	2	5.5	8	36.4	17	36.1
	病院	2	14.3	7	19.4	1	4.5	2	4.3
	施設	4	28.6	5	13.9	11	50.0	26	55.3
	その他	3	21.4	11	30.6	2	9.1	2	4.3
	なし	4	28.6	11	30.6	0	0.0	0	0.0
	不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計		14	100.0	36	100.0	22	100.0	47	100.0
(再)職種	看護師	10	71.4	26	72.2	17	77.3	35	74.5
	准看護師	3	21.4	9	25.0	4	18.2	11	23.4
	保健師	1	7.2	1	2.8	1	4.5	1	2.1

(2) 看護職員修学資金貸与事業

概要：市内民間医療機関(歯科診療所を除く。)に勤務する看護職員を確保し、地域医療体制の充実を図ることを目的に、看護学校・看護師養成所等に入学又は在学し、卒業後、看護師または助産師として市内民間医療機関に就職する意思を有する者に対し、就学に必要な資金を貸与する。なお、令和4年度から当該事業の新規募集を中止した。

貸与の額：月額5万円(養成所等における正規の修学期間を貸与期間の限度とする。)

返還免除：市内民間医療機関において、看護職員として勤務した期間が貸与相当期間以上となったとき、修学資金の返還を免除する。

貸与実績：令和3年度 修学生6人(内、新規2人)
 令和4年度 修学生3人
 令和5年度 修学生2人 ※令和4年度から新規募集を中止し、継続分の貸与は令和6年度
 令和6年度 修学生1人 で終了した。

(3) 民間病院等看護職員修学資金貸与事業費補助金交付事業

概要：市内民間医療機関(歯科診療所を除く。)に勤務する看護職員を確保し、地域医療体制の充実を図ることを目的に、市内民間医療機関が実施している看護学生を対象とした看護職員修学資金貸与事業において、返済の免除により当該医療機関が被る損失の一部を補助金の交付によって支援し、看護職員の採用活動の活性化を促す。

補助金額：補助対象経費の1/2(1人月額5万円、一の民間病院等につき5人を限度とする。)

実績：令和3年度 2医療機関(看護職員3人)
 令和4年度 3医療機関(看護職員4人)
 令和5年度 1医療機関(看護職員1人)
 令和6年度 1医療機関(看護職員1人)
 令和7年度 2医療機関(看護職員2人)

4 特定感染症対策事業

【令和7年度の実績】

（１）年末年始医療体制確保事業

年末年始はほとんどの医療機関が休診となり、発熱患者等が多数発生した場合、富士市救急医療センターに殺到することが予想される。年末年始に発熱外来を別で実施することで、救急患者等がスムーズに富士市救急医療センターを受診できる体制を確保し、救急医療体制の維持を図ることを目的に実施した。

富士市医師会、富士市薬剤師会及び私的病院会の協力を得て、富士市フィランセ及び新富士病院に臨時発熱センターを開設した。

実施状況：

（単位：人）

月日		患者数		陽性者数	
		フィランセ	新富士病院	新型コロナ	インフルエンザ
令和7年 12月	29日	66	26	36	インフルA 415 インフルB 68
	30日	110	19		
	31日	108	42		
令和8年 1月	1日	86	35		
	2日	107	41		
	3日	88	45		
	4日	103	－		
合計		668	208	36	483

（２）富士市新型インフルエンザ等対策行動計画改定

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画が令和6年に抜本的に改正され、その後、県行動計画も改定がされた。

市においても政府及び県行動計画との整合性を取るため、県より提供された、「市町村行動計画作成の手引き」に基づき、「富士市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を行った。

【令和5年度の実績】

年末年始医療体制確保事業

年末年始はほとんどの医療機関が休診となり、発熱患者等が多数発生した場合、富士市救急医療センターに殺到することが予想される。年末年始に発熱外来を別で実施することで、救急患者等がスムーズに富士市救急医療センターを受診できる体制を確保し、救急医療体制の維持を図ることを目的に実施した。

富士市医師会及び富士市薬剤師会の協力を得て、市内10医療機関が輪番で発熱外来を実施した。

実施状況：

（単位：人）

月日		医療機関数	患者数	陽性者数	
				新型コロナ	インフルエンザ
令和5年 12月	30日	4	241	22	103
	31日	5	335	39	138
令和6年 1月	1日	2	134	35	60
	2日	4	204	41	107
	3日	3	217	46	110
合計		－	1,131	183	518

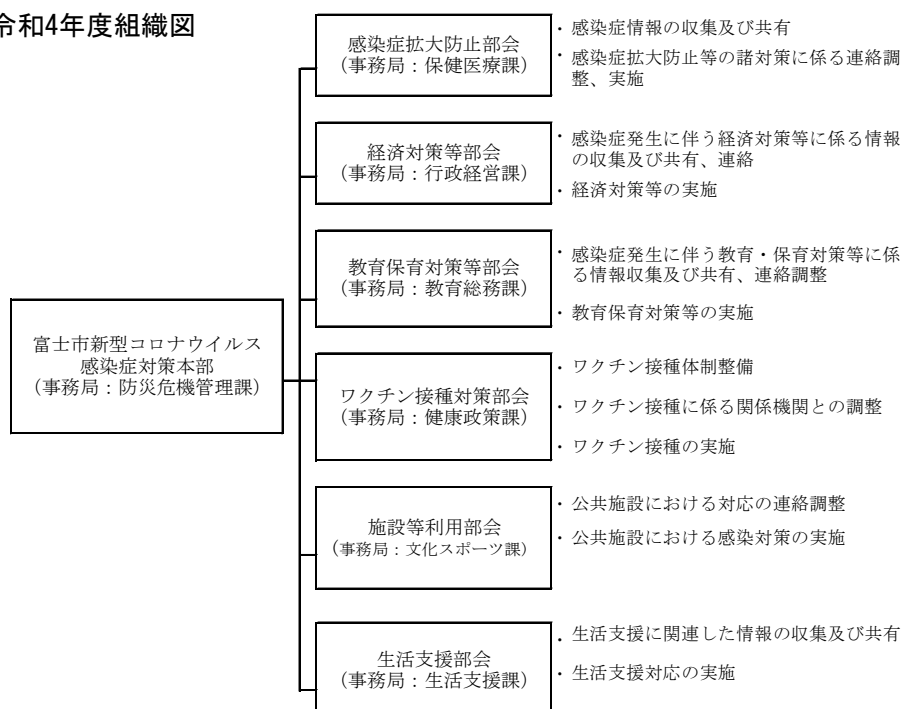
【令和4年度までの実績】

(1) 富士市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策として、市では従来の感染症対策本部にて対応をしていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、感染症の発生に伴う経済対策、その他の感染症対策の総合的な推進を図ることを目的として、令和2年4月7日に富士市新型コロナウイルス感染症対策本部を臨時組織として設置した。また、感染症対策について専門的に調査審議するため、本部に部会を6つ設置し、対策を講じていた。

令和5年5月7日をもって新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5類感染症に位置づけられることに伴い、同日廃止とした。

ア 令和4年度組織図



イ 富士市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症対策に係る情報の共有、感染症対策の実施に係る協議・決定、その他感染症に係る重要事項を協議・共有するため、定期的に会議を開催した。また、会議において専門的知見が必要となった場合、富士市医師会感染症対策委員会の医師を招き、意見を聴いた。

実施状況： (単位：回、人)

年度 \ 区分	実施回数	医師参加 延べ人数
令和元	4	0
2	20	8
3	14	4
4	10	0

(2) 富士市地域外来・検査センター

概要： 令和2年5月22日から、新型コロナウイルス感染症の検査体制を強化し、感染者の早期発見を行うため、ドライブスルー方式によるPCR検査を実施。

対象者： 市内医療機関から紹介された、発熱等の症状があり、新型コロナウイルスに感染していることが疑われる人

実施日： 週2日（令和3年度までは週3日） ※令和5年3月末をもって廃止。

実施状況：

(単位：人)

年度	区分	実施件数	陰性数	陽性数
	令和2	557	541	16
	3	439	383	56
	4	66	49	17

(3) 富士市臨時発熱センター

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行への対策として、多くの医療機関が休診となる年末年始等に富士市医師会及び富士市薬剤師会の協力のもと、フィランセを会場に臨時発熱センターを開設し、ドライブスルー方式により診察及び投薬を行った。

実施状況：

(単位：人)

月日		患者数	陽性者数	
			新型コロナ	インフルエンザ
令和4年 12月	29日	222	132	7
	30日	223	128	13
	31日	257	173	7
令和5年 1月	1日	240	166	17
	2日	236	170	14
	3日	250	185	18
	8日	226	156	15
	9日	212	137	14
2月	11日	66	24	4
	12日	78	23	10
合計		2,010	1,294	119

(4) 新型コロナ検査キット有症状者向け配布事業

感染拡大により外来患者が殺到し、医療機関がひっ迫している状況を解消するため、軽症状者が自身で検査キットを用いて検査を行い、医療機関にかかることなく自宅療養を行うことを目的に国から支給された抗原定性検査キットを無料で配布した。

実施状況：

(単位：個)

配布期間	配布方法	配布数
令和4年8月11日～令和4年9月30日	職員がタクシーで宅配	3,918
令和4年12月16日～令和5年2月15日	配送業者による宅配	7,450

(5) 富士市新型コロナ一般電話相談窓口

感染拡大に不安を感じる人に対し、電話相談窓口を開設して一般的な相談に対応した。

実施状況：

(単位：件)

実施期間	相談件数
令和4年7月25日～令和4年9月30日	1,992
令和4年12月15日～令和5年2月15日	1,037

(6) 自宅療養者サポート事業

新型コロナウイルス陽性患者の急増に対応するため、自宅療養者に対する各種支援を実施。（ア及びイについては、市が対象区域となる「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の発令期間等を実施。）

ア 医療電話相談

医療機関の通常診療時間外に、自宅療養者が体調等の不安を覚えた際、看護師や医師に医療相談ができる輪番体制を富士市医師会の協力により構築。

電話相談で聞き取った症状により緊急性を判断して、必要があれば保健所に繋ぐなどのスクリーニング機能を果たした。

実施状況： (単位：件)

実施期間	電話件数	(再掲) 医師連絡件数
令和4年1月26日～令和4年3月27日	86	15

イ よろず相談

医療的な相談以外の各種相談を自宅療養者から受けることで、療養生活における不安の解消を図った。

実施状況： (単位：件)

実施期間	電話件数
令和4年1月26日～令和4年3月27日	54

ウ 安否確認

県との覚書に基づく安否確認の要請が保健所からあった場合、電話や臨宅により安否を確認し、必要な対応をとった。

実施状況： (単位：件)

実施期間	件数	(再掲) 臨 宅	(再掲) 架電のみ
令和4年1月13日～令和4年3月31日	21	11	10
令和4年4月1日～令和5年3月31日	13	4	9

エ 食料支援

自宅療養者等及び濃厚接触者でインターネット通販等の利用や親族・知人等による支援を受けることが困難な富士市在住者に対し、3日分程度の食料品等（ご飯、レトルト食品、栄養補助食品等）を置き配し支援した。

実施状況： (単位：世帯・個)

実施期間	世帯数	配送数
令和3年9月14日～令和4年3月31日	782	2,428

5 公害保健事業

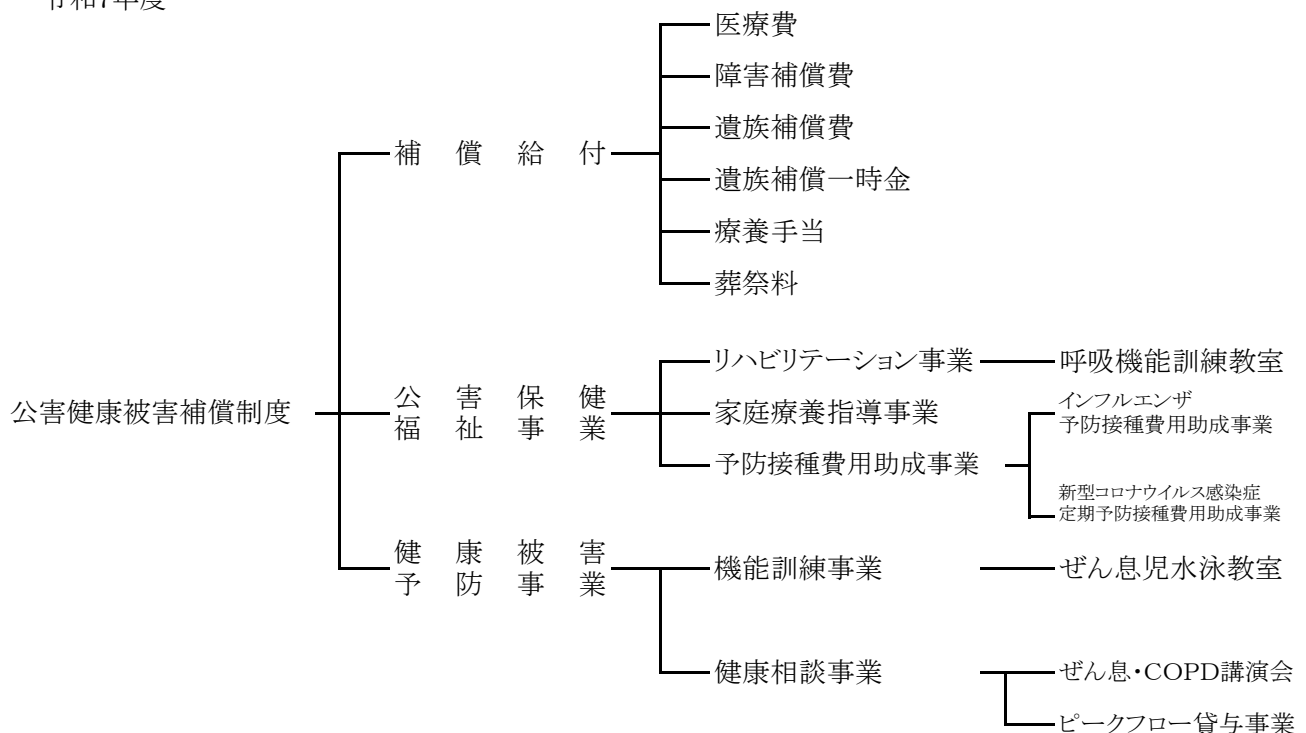
(1) 公害健康被害補償制度の沿革

昭和42年	「公害対策基本法」制定 富士市医師会と千葉大学医学部の協力のもとに、大気汚染による人体影響の各種調査を実施。
昭和45年	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(旧「救済法」)施行
昭和46年	「富士市大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」制定 市全域を対象に小学校の課程を終了するまでの者のうち、気管支ぜん息及び慢性気管支炎の2疾病に罹っている者に対し、医療費(自己負担分)の支給を行う救済を制度化。
昭和47年	市域の一部が旧「救済法」の適用を受ける。 疾病は4疾病と、その続発症が加わり医療手当の支給開始。
昭和49年	「公害健康被害補償法」施行 療養の給付のほか、障害補償費、遺族補償費等7種類の補償給付の支給開始。 市条例が「富士市公害健康被害補償条例」に全面改定、内容も新法と全く同一のものとなり、法律の指定地域以外の全市域を市条例で補償することになる。
昭和52年	市域の一部地域が拡大指定地域となる。
昭和62年	法律が「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正
昭和63年	3月1日に指定地域が解除され、新規認定がなくなるとともに既認定患者に対する補償給付、認定更新等は従来どおりの扱いと改められ、市条例も準じた改正となる。同時に、大気汚染による健康被害を予防するための健康被害予防事業が開始される。

《制度の概要》

この制度は損害補償のための補償給付と健康回復のための福祉事業並びに健康回復、保持及び未然防止のための予防事業の3つから成立している。

令和7年度



(2) 公害健康被害認定審査会及び公害診療報酬審査会

ア 公害健康被害認定審査会

審査委員数 10名、回数 12回、年間延審査件数 371件

イ 公害診療報酬審査会

審査委員数 3名、回数 12回、年間延審査件数 4,649件

(3) 認定状況

有効期間の満了前に治る見込みがないときに、その申請に基づき公害健康被害認定審査会の答申により認定の更新ができる。認定の有効期間は、法律は3年、条例は2年となっている。

ア 年度別認定状況(各年度3月31日現在)

(単位：人)

区分 年度	法 律				市 条 例						年度末 認定 患者 合 計
	新 規 認定 患者数	年度内 死亡者 数	年度内 治ゆ等 数	年度末 認定 患者数	新 規 認定 患者数	年度内 死亡者 数	年度内 治ゆ等 数	年度内 法移行 数	年度内 転出数	年度末 認定 患者数	
昭和45	—	—	—	—	81	0	0	0	0	81	81
46	198	0	0	198	123	0	0	134	0	70	268
47～50	486	24	28	632	201	11	33	10	7	210	842
51～55	594	51	227	948	72	12	27	187	3	53	1,001
56～60	218	73	210	883	34	10	13	2	0	62	945
61～63	123	25	138	843	22	2	7	8	1	66	909
平成元～5	転入 6	72	143	634	—	7	15	—	2	42	676
6～10	〃 3	41	46	551		5	3		0	34	585
11～15	〃 4	30	16	509		4	0		2	28	537
16～20	〃 0	47	12	450		2	2		2	22	472
21～25	〃 0	39	4	407		2	0		0	20	427
26～30	〃 0	20	39	348		2	1		1	16	364
令和元～5	〃 0	25	5	318		1	0		0	15	333
6	〃 0	5	2	311		0	0		0	15	326
7	〃 0	4	1	306		1	0		0	14	320

イ 法律分による認定状況(令和8年3月31日現在)

(ア) 年齢別認定疾病分類

(単位：人)

疾病名 性別 年齢	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
40～44	0	0	0	18	5	23	0	0	0	0	0	0	18	5	23
45～49	0	0	0	37	33	70	0	0	0	0	0	0	37	33	70
50～54	0	0	0	42	27	69	0	0	0	0	0	0	42	27	69
55～59	0	0	0	26	24	50	0	0	0	0	0	0	26	24	50
60～64	0	0	0	14	7	21	0	0	0	0	0	0	14	7	21
65～69	0	1	1	5	5	10	0	0	0	0	0	0	5	6	11
70～74	0	1	1	3	8	11	0	0	0	0	0	0	3	9	12
75～79	0	3	3	6	12	18	0	0	0	0	0	0	6	15	21
80～84	1	1	2	1	6	7	0	0	0	0	0	0	2	7	9
85～89	0	0	0	5	4	9	0	0	0	0	0	0	5	4	9
90～	0	1	1	0	9	9	0	0	0	0	1	1	0	11	11
合 計	1	7	8	157	140	297	0	0	0	0	1	1	158	148	306

(イ) 障害等級の状況

(単位：人・%)

性別 等級	男	女	合 計	構成比
特 級	0	0	0	0.0
1 級	0	0	0	0.0
2 級	4	4	8	2.6
3 級	140	135	275	89.9
級 外	14	9	23	7.5
合 計	158	148	306	100.0
構成比	51.6	48.4	100.0	

ウ 市条例分による認定状況(令和8年3月31日現在)

(ア) 年齢別認定疾病分類

(単位：人)

年齢 性別 疾病名	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
40～44	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
45～49	0	0	0	5	2	7	0	0	0	0	0	0	5	2	7
50～54	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
55～59	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
60～64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
70～74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75～79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80～84	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
85～89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
90～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	8	6	14	0	0	0	0	0	0	8	6	14

(イ) 障害等級の状況

(単位：人・%)

性別 等級	男	女	合 計	構成比
特 級	0	0	0	0.0
1 級	0	0	0	0.0
2 級	0	0	0	0.0
3 級	7	5	12	85.7
級 外	1	1	2	14.3
合 計	8	6	14	100.0
構成比	57.1	42.9	100.0	

(4) 補償給付

ア 補償給付の種類

種 類	内 容
療養の給付及び療養費 (医 療 費)	公害医療手帳の提示により、認定疾病に係る医療費を助成。
障 害 補 償 費	障害の程度が3級以上である満15歳以上の被認定者に支給。 支給月額、障害の等級・性別・年齢により異なる。
遺 族 補 償 費	認定疾病により死亡した被認定者の遺族のうち、一定の要件を満たす者に支給する。 遺族補償標準給付月額(性別・年齢により異なる)を10年間を限度に支給する。
遺 族 補 償 一 時 金	遺族補償費を受けることができる者がいないとき、一定の要件を満たす遺族に支給する。 遺族補償費標準月額(性別・年齢により異なる)の36月分を一括支給する。
療 養 手 当	月を単位とし、入院1日以上、通院4日以上、認定疾病で療養を受けた被認定者に支給する。
葬 祭 料	認定疾病により死亡した被認定者の葬祭を行った者に支給する。

イ 令和7年度補償給付状況(法律・市条例分合計) (単位：件・円・%)

種類 \ 区分	件 数	金 額	構 成 比
医 療 費	4,635	78,844,580	19.5
障 害 補 償 費	3,564	309,591,600	76.4
遺 族 補 償 費	29	2,952,100	0.7
遺 族 補 償 一 時 金	0	0	0.0
療 養 手 当	533	13,595,500	3.4
葬 祭 料	0	0	0.0
合 計	8,761	404,983,780	100.0

(ア) 法律分補償給付状況 (単位：件・円・%)

種類 \ 区分	件 数	金 額	構 成 比
医 療 費	4,418	74,314,905	19.2
障 害 補 償 費	3,418	296,624,040	76.7
遺 族 補 償 費	29	2,952,100	0.8
遺 族 補 償 一 時 金	0	0	0.0
療 養 手 当	508	12,959,500	3.3
葬 祭 料	0	0	0.0
合 計	8,373	386,850,545	100.0

(イ) 市条例分補償給付状況 (単位：件・円・%)

種類 \ 区分	件 数	金 額	構 成 比
医 療 費	217	4,529,675	25.0
障 害 補 償 費	146	12,967,560	71.5
遺 族 補 償 費	0	0	0.0
遺 族 補 償 一 時 金	0	0	0.0
療 養 手 当	25	636,000	3.5
葬 祭 料	0	0	0.0
合 計	388	18,133,235	100.0

(5) 公害保健福祉事業

目 的：被認定者に対し、リハビリテーションに係る運動療法等の紹介、認定疾病に関する知識の普及・療養上の指導を行うことにより、健康の回復・増進を図る。

ア リハビリテーション事業

呼吸機能訓練教室

目 的：腹式呼吸・軽体操等の実施、認定疾病に関する知識の確認、療養生活上の指導等を行うことにより、健康の回復・増進を図る。

対 象：被認定者

開催回数：年7回

内 容：呼吸機能訓練、音楽療法、薬・食生活についての講話、骨密度測定

スタッフ：理学療法士、薬剤師、音楽療法士、保健師、栄養士

会 場：フィランセ

実施状況：(単位：人)

区分 年度	参 加 延 人 数			等 級 別				
	男	女	合計	特級	1	2	3	級外
令和3	5	24	29	0	0	0	29	0
4	12	43	55	0	0	0	55	0
5	14	45	59	0	0	0	59	0
6	9	26	35	0	0	0	35	0
7	12	28	40	0	0	0	40	0

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は回数を減らして実施。

イ 家庭療養指導事業

目 的：被認定者の家庭を訪問し、病状を把握するとともに日常生活における療養指導を行う。

実施状況：(単位：人)

区分 年度	訪問延人数			認 定 疾 病 別				等 級 別				
	男	女	計	肺気腫	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	特級	1	2	3	級外
令和3	46	72	118	1	8	109	0	0	0	7	104	7
4	46	68	114	0	9	105	0	0	0	9	99	6
5	42	75	117	1	6	110	0	0	0	8	103	6
6	38	74	112	1	6	105	0	0	0	6	100	6
7	41	70	111	1	4	106	0	0	0	6	101	4

健康相談（訪問による把握ができない場合）：(単位：人)

区分 年度	相談延人数			認 定 疾 病 別				等 級 別				
	男	女	計	肺気腫	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	特級	1	2	3	級外
令和3	103	83	186	0	5	181	0	0	0	9	163	14
4	119	95	214	1	4	209	0	0	0	7	198	9
5	132	98	230	0	2	228	0	0	0	8	203	19
6	131	90	221	0	4	217	0	0	0	8	197	16
7	118	90	208	0	4	204	0	0	0	7	189	12

ウ 予防接種費用助成事業

インフルエンザ予防接種費用助成事業

目 的：被認定者にインフルエンザに係る予防接種の自己負担額を助成し、健康の保持を図る。

対 象：全被認定者

実施状況： (単位：人)

年度	区分	対 象 者 数	接 種 者 数		
			男	女	合 計
令和3	65歳以上	86	8	35	43
	65歳未満	262	40	41	81
4	65歳以上	82	10	31	41
	65歳未満	260	38	44	82
5	65歳以上	80	11	26	37
	65歳未満	254	35	37	72
6	65歳以上	77	9	25	34
	65歳未満	250	30	36	66
7	65歳以上	76	12	29	41
	65歳未満	246	34	43	77

新型コロナウイルス感染症定期予防接種費用助成事業（令和7年度～）

目 的：被認定者に新型コロナウイルス感染症に係る定期予防接種の自己負担額を助成し、健康の保持を図る。

対 象：被認定者のうち、65歳以上の方及び60～64歳で一定の基礎疾患を有する方

実施状況： (単位：人)

年度	区分	対 象 者 数	接 種 者 数		
			男	女	合 計
令和7		76	4	7	11

(6)健康被害予防事業

目 的：気管支ぜん息児の知識の普及、機能訓練等を行うことにより、地域住民の健康の回復・保持及び増進を図り、大気汚染の影響による健康被害を予防する。

ア 機能訓練事業

ぜん息児水泳教室

目 的：気管支ぜん息児を対象として、療養上有効な水泳訓練を行うことにより、健康の回復、保持及び増進を図る。

対 象：年長～小学校6年生までの気管支ぜん息をもつ児童(定員60人)

開 催 日：令和7年5月～令和8年2月の水曜日

内 容：水泳訓練、腹式呼吸の練習(個別)、保護者に対して個別健康相談

会 場：静岡県富士水泳場

実施状況： (単位：人)

年度	回数	参 加 人 数			参 加 延 人 数		
		男	女	合計	男	女	合計
令和3	16	23	21	44	271	249	520
4	14	23	24	47	246	223	469
5	20	25	16	41	359	205	564
6	20	26	8	34	349	116	465
7	7	21	11	32	108	55	163

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3～4年度は回数を減らして実施。

※令和7年度は、20回実施予定であったが、施設の不具合等により13回中止。

イ 健康相談事業

(ア) ぜん息・COPD講演会

目 的： 気管支ぜん息及びCOPDについて自己管理の知識を身につけ、日常生活での実践を図る。

対 象： 富士市民

実 施 日： 令和7年11月15日

講 師： 呼吸器科専門医等

実施状況： (単位：人)

年度 \ 区分	参加者数	テ ー マ	講 師
令和3		※新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	
4	22	ぜん息・COPDの基礎知識と最新情報	木村内科医院 木村 雅司 氏
5	38	治る病気と治らない病気、ぜん息とCOPDを考える	富士いきいき病院 国兼 浩嗣 氏
6	39	COPDにおける呼吸リハビリテーション	富士いきいき病院リハビリテーション部
7	59	ぜん息&COPDについて	源太坂クリニック 土屋 匠 氏

(イ) ピークフローメーター貸与事業

目 的： ピークフローメーターを貸与し、家庭での計測等を指導することにより、気管支ぜん息の自己管理に役立てる。

対 象： 主治医に本事業の紹介を受けた気管支ぜん息患者

内 容： 健康相談、ピークフローメーター貸与

貸与期間：2年間

実施状況： (単位：人)

年度 \ 区分	小 児	成 人	合 計
令和3	3	0	3
4	3	0	3
5	4	1	5
6	4	0	4
7	2	0	2

(ウ) COPD啓発事業

目 的： COPDの認知度向上を図り、早期発見・早期治療につなげる。

実施状況： 富士川SA大観覧車フジスカイビューゴールドライトアップ (11月14日～18日)